

#02 乃木坂スクールレポート

福祉用具個別援助計画書・作成研修の重要性 ～制度における計画書作成義務化の流れをうけて～

去る5月9日、国際医療福祉大学・大学院が開講する乃木坂スクール#02『常に最高の福祉用具専門相談員を目指すあなたのためのレベルアップ講座—福祉用具事例検討（個別援助計画）—』の第1回講座が開かれた。同大学院では、これまでも、全国福祉用具専門相談員協会（以下、ふくせん）が開発した「福祉用具個別援助計画書（以下、計画書）」を活用し、事例検討方式の講座などを行ってきた。今年度前期コースでは、計画書の作成研修を中心とした、実践的なグループワークを予定している。第1回目は、その導入として、国際医療福祉大学大学院講師である東島弘子氏により、計画書の意義や機能、活用法等の講義が行われた。

計画書は、サービスの質に関する面ばかりでなく、ケアマネジャー等との連携にも役立つと東島氏は考える。東島氏がケアマネジャーへの意見を聞いた際、「福祉用具専門相談員の視点で書いてくれるので助かる」、「留意点等を書面に残してくれるので、ケアマネジャーからもヘルパーに伝えられる」という声があったという。ケアマネジャーの計画書に対する期待も高いようだ。

福祉用具貸与サービスにおいては、現在、計画書の作成は義務付けられていない。しかし、このたび、作成義務化に向けた動きが見え始めている。去る4月25日に行われた厚生労働省の第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」では、計画書作成の義務化が検討課題として挙げられ、「個別援助計画書の作成を指定基準に明確に位置づけることが適当」という方向性の報告がまとめられる予定である。今後、介護給付費分科会で検討され、来年1月にも答申が行われる見通しだ。

この流れを受け、東島氏は、計画書の作成研修の重要性を訴える。乃木坂スクールの受講生の多くは福祉用具貸与事業所に勤める福祉用具専門相談員だが、東島氏が講義の中で「事業所で計画書を作成しているか」を尋ねたところ、挙手は見られなかった。「作成に向けて準備しているか」という質問に対して、数名の挙手が見られた程度だ。しかし、制度で義務化されれば、どのサービス提供事業者も例外なく計画書を作成せざるをえない。今のうちから作成研修を受け、義務化に備えてほしい考えだ。

乃木坂スクールの2回目以降の講座では、計画書の作成研修を中心としたグループワークが行われる。「個別援助計画をつくってみよう」、「個別援助計画の書き方を覚えよう」をテーマに、「ふくせん福祉用具個別援助計画書」、「ふくせんモニタリングシート」を用いて、実際に事例を検討する内容だ。ぜひこの機会に参加してみたいはかがだろうか。



写真) 講師の東島弘子氏



写真) 乃木坂スクールの様子